

習志野市の通学区域について

学校教育課

1 通学区域（学区）について

通学区域は、「習志野市立幼稚園及び小・中学校通園・通学区域に関する規則」により定められている。第3条では、「保護者は、子を住所の属する区域の小・中学校に通学させなければならない。」と定められており、居住する区域の学校に通学することが原則となっている。在学中に市内転居した場合等、指定学校以外の学校への通学を希望する場合には、必要書類を添えて申請することで、指定学校以外の学校に通学することが可能である。

2 弾力化区域について

学区の境界等の地域において、通学する学校を選択することができる地域のこと。

【弾力化区域一覧】

住 所	小 学 校	中 学 校
泉 町 3 丁目	大久保東小学校 (5番～10番は実籾小学校も可)	第二中学校
鷺沼台 2 丁目 19番30号～37号	鷺沼小学校 (大久保小学校も可)	第五中学校
東習志野 2 丁目 18番11号～44号	東習志野小学校 (ユトリシアは実花小学校も可)	第四中学校
藤 崎 5 丁目 2～5番・8番・12番～15番	大久保小学校 (藤崎小学校も可)	第二中学校
実 籾 2 丁目 21番～41番	実籾小学校 (屋敷小学校も可)	第二中学校 (第六中学校も可)
実籾本郷 21番～26番	実籾小学校 (屋敷小学校も可)	第二中学校 (第六中学校も可)
本大久保 1 丁目	大久保小学校 (2・3丁目は屋敷小学校も可)	第二中学校
2・3 丁目		第六中学校
4 丁目 1 番～7 番	屋敷小学校	
8 番・15 番・16 番	大久保東小学校 (屋敷小学校も可)	
9 番～14 番、17 番～19 番		
5 丁目		

3 小規模特認校について

(1) 小規模特認校の現状について

児童数が減少している小学校について学校規模の適正化を図るため、学校規模が「通常学級の実学級数が11学級以下」の小学校は、「小規模特認校」として市内全域から選択できる学校とするとした制度のこと。平成15年の通学区域審議会制度について諮問、答申を受けて平成16年度より向山小学校と秋津小学校が認定され、平成28年度には袖ヶ浦西小学校、令和3年度には袖ヶ浦東小、香澄小が認定さ

れた。過去5年間の申請件数（表1）は下記のとおりとなっている。

【表1 小規模特認校の過去5年間の申請件数】

	袖ヶ浦西	向山 ※R5より廃止	秋津	袖ヶ浦東	香澄	年度別合計
H30	2	10	2			14
R1	1	10	6			17
R2	0	8	3			11
R3	5	10	5	1	0	21
R4	7	2	4	3	3	19
合計	15	40	20	4	3	<u>82件</u>

- ・向山小学校は、今年度から地域特認校へ移行することに伴い、新1年生の申請を終了したことから、申請件数が減少している。
- ・令和3年度から小規模特認校となった袖ヶ浦東小・香澄小については、両校とも申請件数が増加している。
- ・小規模特認校制度の周知については、令和4年度に「小規模特認校制度の案内」を作成し、就学時健康診断の通知とともに、新1年生すべての家庭に送付している。また、指定学校変更申請書を市ホームページからダウンロードできるように変更し、小規模特認校の各校の取組みの様子も掲載市ホームページに掲載している。

(2) 小規模特認校の認定解除について

5月1日時点の通常学級の実学級数が12学級以上となった学校は、次年度から小規模特認校の認定を解除する。その際、認定の解除を周知し、次年度の入学・転入手続きは受け付けないが、当該年度末までに手続きを完了している場合は認める。

向山小学校は、基準に従うと令和4年度から認定解除となる（表3）が、地域特認校に移行するため、令和5年度解除とする。

【表2 向山小学校及び小規模特認校の今後の学級推計（通常学級数）】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
袖ヶ浦西小学校	7	7	6※	6※	6	6
向山小学校	12	12	12	12	13	13
秋津小学校	10	10	9	9	9	8
袖ヶ浦東小学校	10	10	11	10	10	9
香澄小学校	9	10	9	9	8	8

（令和6年度以降は令和4年度版 小・中学校児童・生徒数及び学級数推計より引用）

- ・小規模特認校の4校が、令和9年までに認定基準を上回る見込みはない。
- ・袖ヶ浦西小学校については、学級数推計では令和6年度及び7年度は6学級となっているが、弾力的運用により7学級（※）となる見込みである。また、令和8年度新入生の状況によっては、全ての学年が単学級となる可能性もある。
- ・袖ヶ浦西小、袖ヶ浦東小学区については、UR袖ヶ浦団地の一部建て替え等によって児童数が増加する可能性があり、動向を注視していく必要がある。

4 地域特認校について

向山小学校を「地域特認校」として、以下の地域からの入学を許可する。

- ・谷津小学校区の全域（谷津小学校又は向山小学校を選択可）
- ・谷津南小学区のうち奏の杜地区（谷津南小学校又は向山小学校を選択可）

谷津小学校区及び谷津南小学校区から小規模特認校制度を利用して向山小学校に通学している児童が一定数在籍している。制度を利用した理由としては、小規模校で学ばせたいからという理由や、バス通学となる学区の保護者から、徒歩で通学させたいからという理由が多い。このような保護者の要望があることを踏まえ、引き続き学びの場として向山小学校を選択できるようにするための配慮として、同校を「地域特認校」とした。令和5年度以降の申請については、向山小学校が中規模校となっていることから、申請者数や申請理由について、動向を注視していく必要がある。

通学路安全対策協議会について

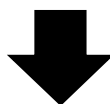
学校教育課

1 令和5年度「文部科学省交通安全業務計画」抜粋

(1) 通学路等における交通安全の促進

ア 通学路の設定と安全点検

- (ア) 都道府県、市町村の教育委員会は、交通安全対策個本法に基づき設置される都道府県、市町村の交通安全対策会議等を活用して、子どもの通園路、通学路の安全を確保するための道路等の整備を要請するなど必要な取組を行うこと。
- (イ) 市町村の教育委員会においては、管下の学校が通学路を設定する際、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して安全な通学路及び登下校の時間帯を設定するよう指導すること。また、設定した通学路について、児童生徒や保護者の視点も取り入れながら危険箇所を把握し、通学路の安全確保につながる取組を推進すること。
- (ウ) 市町村の教育委員会においては、教育委員会、学校、道路管理者、警察、PTA 等と連携して、通学路の安全対策を推進する体制を市町村単位で構築するとともに、構築した推進体制において通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針(通学路交通安全プログラム)を策定し、これに基づく合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進すること。



通学路安全対策協議会の設置

「通学路安全対策協議会 設置要綱」

・ 設置目的

- ・ 所掌事務 通学路における危険箇所の安全対策について
通学路の整備計画について



通学路安全点検の実施

・ 組織

関係行政機関の職員（警察）
習志野市立小・中学校教頭
習志野市 P T A 連絡協議会代表者
都市環境部道路管理課長
協働経済部防犯安全課長
その他教育委員が必要と認める者（青少年センター等）

習志野市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年5月 制定
令和5年4月1日改正

習志野市通学路安全対策協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「習志野市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 習志野市教育委員会
- ・ 習志野市都市環境部道路管理課
- ・ 習志野市協働経済部防犯安全課
- ・ 習志野警察署
- ・ 習志野市全小・中学校
- ・ 習志野市PTA連絡協議会

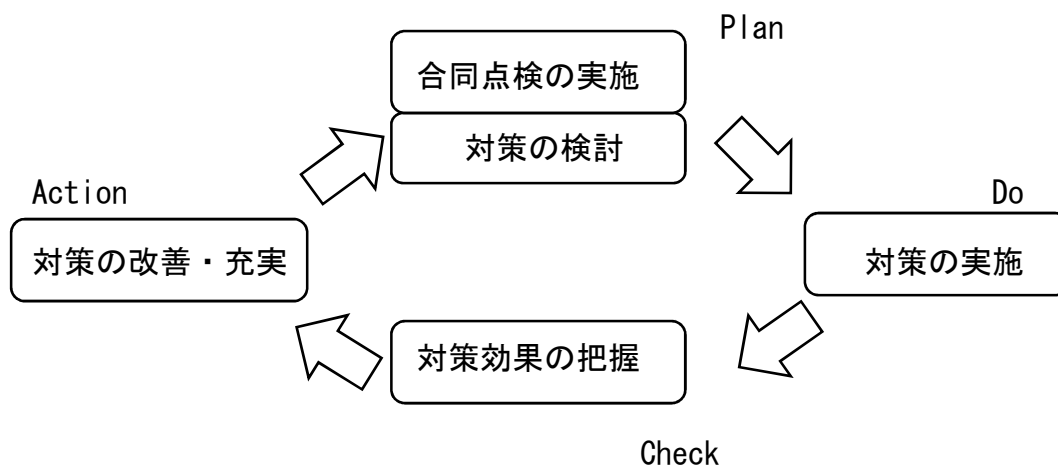
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小・中学校、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、夏期に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を確認し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小・中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や道路標示の補修、防護柵、注意喚起を促す標示、防犯カメラの設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・市内小・中学校へのアンケートの実施
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図

令和5年度 通学区区域審議会

習志野市の通学区区域について

令和5年7月11日（火）

習志野市の通学区域（学区）

通学区域は、「習志野市立幼稚園及び小・中学校通園・通学区域に関する規則」により定められている。

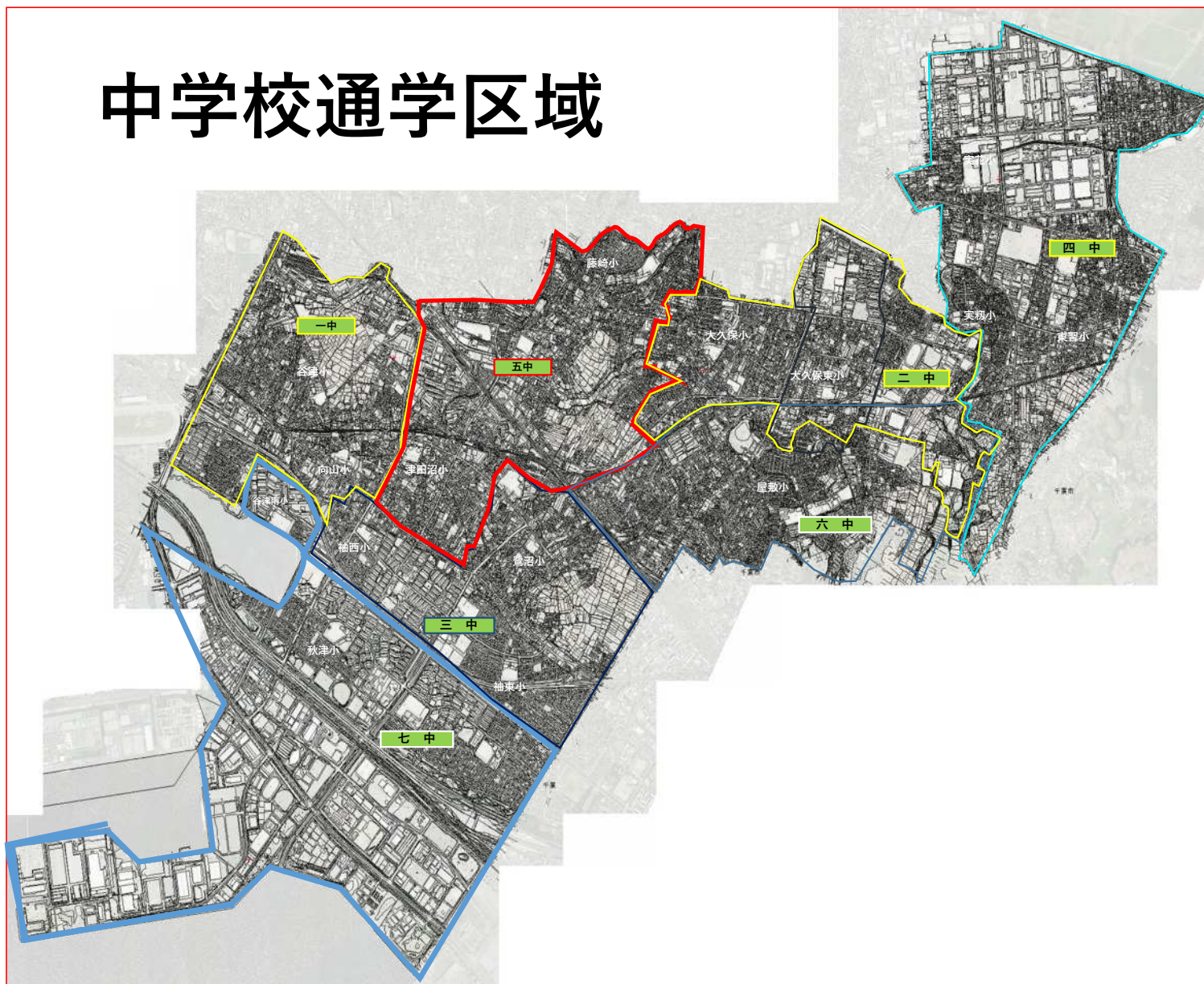
第3条

保護者は、子を住所の属する区域の小・中学校に通学させなければならない。

小学校通学区域



中学校通学区域



弾力化区域について

学区の境界等の地域において、通学する学校を選択することができる地域

例) 本大久保地域

本大久保 1丁目	大久保小学校	第二中学校
<u>2・3丁目</u>	<u>(2・3丁目は屋敷小学校も可)</u>	
4丁目 1番~7番	屋敷小学校	第六中学校
8番・15番・16番	大久保東小学校 <u>(屋敷小学校も可)</u>	第二中学校 <u>(第六中学校も可)</u>
9番~14番、17番~19番		
<u>5丁目</u>		

小規模特認校について

児童数が減少している小学校の
学校規模の適正化を図るための制度

通学区域に関わらず

市内全域から選択できる学校

【認定基準】

通常学級の実学級数が11学級以下

小規模特認校について

平成 1 5 年度 通学区域審議会にて諮問・答申

平成 1 6 年度 **向山小学校**と**秋津小学校**を認定

平成 2 8 年度 **袖ヶ浦西小学校**を認定

令和 3 年度 **袖ヶ浦東小学校**・**香澄小学校**を認定

令和 5 年度 **向山小学校**が**地域特認校**へ移行

小規模特認校の過去5年間の申請件数

	袖ヶ浦西	向 山	秋 津	袖ヶ浦東	香 澄	年度別合計
H30	2	10	2			14
R 1	1	10	6			17
R 2	0	8	3			11
R 3	5	10	5	1	0	21
R4	7	2	4	3	3	19
合 計	15	40	20	4	3	82

小規模特認校と中学校区

小規模特認校を卒業後

住民基本情報に基づいた居住地の指定中学校に入学
もしくは、

卒業した小学校区の指定中学校も選択可能

例) 鷺沼4丁目に住居

小規模特認校制度を利用して、秋津小を卒業した場合

鷺沼4丁目 → 指定中学校：第三中学校

秋津小学校 → 第七中学校区

第三中学校又は**第七中学校**を選択することができる

向山小学校の小規模特認の解除

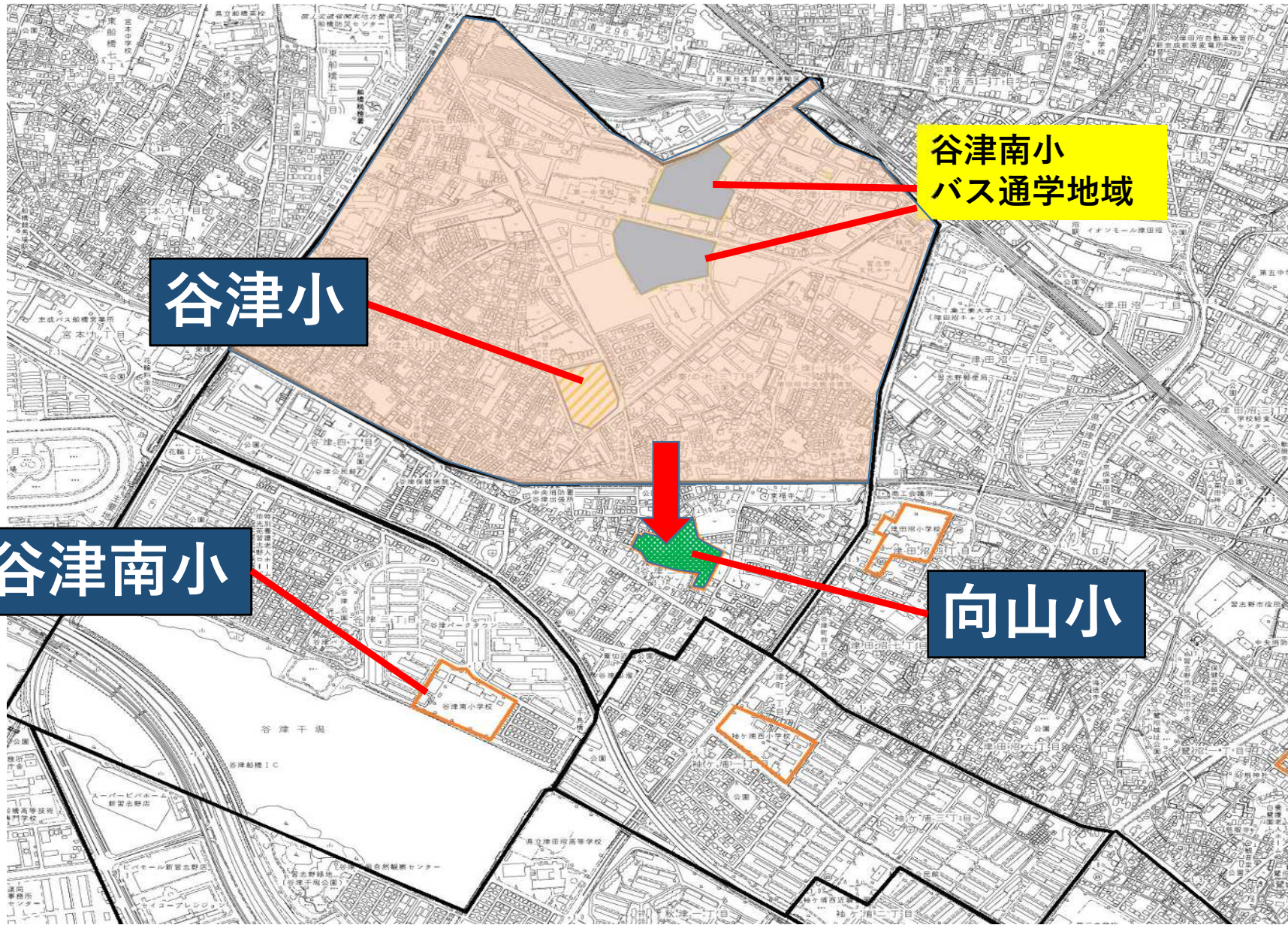
令和5年度から小規模特認校を解除し、
同時に「**地域特認校**」として認定

向山小学校を「**地域特認校**」として

谷津小学校区の全域

谷津南小学校区のうち奏の杜地域

については、**向山小学校を選択可とする。**



谷津南小
バス通学地域

谷津小

谷津南小

向山小

通学路について

通学路とは

「各学校が、児童生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路」をいう。

法的根拠 学校保健法第2条

「学校においては、児童生徒等の保健、安全等に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」

通学路について

スクールゾーンとは

一般的に小学校を中心とするおおむね半径約500メートル程度の通学路が対象になっている。

通学路の条件

- ・ 車両の交通量が比較的少ない
- ・ 児童等の安全な通行を確保できる幅員を有する
- ・ 進行の妨げとなる物件がない

習志野市の取組

通学路安全対策協議会の設置



通学路点検の実施

各学校から点検箇所を挙げてもらい、
通学路安全対策協議会委員が実際に足を
運んで点検を行う。



改善が必要な箇所について対策を行う



改善状況の確認・まとめ